

令和7年度・第34回農業委員会総会議事録

開催日 令和8年1月29日(木) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(19名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(0名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(3名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
小川G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 9番 _____ 印

_____ 12番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和7年度・第34回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

報告第110号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第111号 非農地証明発行の専決処分について

6 議事

議案第345号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について

議案第346号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第347号 農地法第5条の許可指令書の取消しの承認について

議案第348号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第349号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第350号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第351号 農地法第5条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第352号 非農地証明願承認について

議案第353号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第354号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第355号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

(1) 2月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 第 3 3 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第 3 4 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。
定数 19 名、現在員数 19 名、出席委員 19 名、全員出席です。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 17 名です。
欠席委員は 3 名で、23 番：濱田 義博委員、27 番：鶴屋 賢了委員、40 番：早崎 麻美子委員であり、欠席届が提出されております。
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の 1 ページをお開きください。
昨年 12 月 26 日に農業委員会仕事納め式を開催いたしましたして、会長、事務局職員が出席しております。
本年 1 月 5 日に農業委員会仕事初め式を開催いたしましたして、会長、事務局職員が出席しております。
9 日に定例常設審議委員会がホテルウェルビューかごしまで開催され、会長が出席しております。
9 日と 13 日がそれぞれ定例の現地調査です。
16 日に第 33 回運営委員会が本庁舎 603 会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
その後、第 1 回薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会が開催、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
20 日には、熊本県大津町農業委員会が来庁され、国際交流センターで先進地研修を実施しております。会長、会長代理、事

務局職員が出席しております。

22日は、鹿児島県農業委員会女性委員の会薩摩泉支部研修会が出水市で行われ、女性委員、事務局職員が出席しております。

28日は、令和8年度川薩地区農業青年クラブ総会、令和8年度川薩地区指導農業士会総会、令和7年度ニューファーマー営農塾閉校式、令和8年度農業経営者クラブ川薩支部総会、農業者経営クラブ情報交換会が、宮之城ひまわり館、なだやで、行われ、会長、事務局長が出席しております。

そして、本日、第33回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

以上、説明を終わります。

議長 次に、鹿児島県農業委員会女性委員の会薩摩出水支部研修会と女性活躍推進協議会について、薬師寺委員からご報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が、1月22日 令和7年度女性委員の会北薩支部研修会が出水市管内でありましたので報告いたします。

新屋委員、早崎推進委員、事務局 田上職員4人で出席いたしました。

各市町委員、事務局17名の参加で、研修先は澤田農園 工房はる菜で有機農業での耕作、米粉を使った商品を販売されているところです。

親から引継ぎ、有機米に変更してから軌道に乗るまでの話し。御主人が49歳で亡くなられ、その後、息子さんが就農され跡を継いでくれ、続けて今に至るといことのお話でした。

お嫁さん、娘さんと三人で米粉を使った6次産業化をされ、楽しく加工場でやっていると。

1時間30分の視察研修でしたが、あっという間でした。

令和8年度の研修先はさつま町になります。

次に、今日1月29日、午前中に薩摩川内市女性活躍推進協議会に出席しましたので御報告いたします。

市長出席のもと、21名の議員での参加でした。

女性活躍推進認定企業の取組について、株式会社田島技術、株式会社鹿児島銀行川内支店の報告がありました。

その後、女性活躍推進関連事業についての報告があり、女性活躍推進の取組状況の策について協議をしました。

以上です。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、

9番：下茂 正憲 委員

12番：有馬 康夫 委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第110号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第110号を説明いたします。資料は2ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号193番から216番までの24件で、登記地目 田19筆17, 133㎡、畑13筆9, 354㎡、合計32筆

26, 487㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号194番から197番、213番の5件となります。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第110号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第110号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第110号を終ります。

次は、報告第111号「非農地証明発行の専決処分について」

を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第111号を説明いたします。資料は6ページから7ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号103番から111番までの9件で、登記地目 田9筆8, 084㎡、畑6筆7, 408㎡、合計15筆15, 492㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第111号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第111号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第111号を終わります。

次に、議案第345号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の意見決定について」と議案第346号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号7番について、関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第345号2番及び議案346号7番を説明いたします。

資料は、議案第345号2番は、8ページ、議案第346号7番は、9ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

議案第345号2番の事業計画変更申請及び議案第346号7番と同時申請です。

内容といたしましては、当初、令和5年9月14日付指令農振第1005-281号で、「特定建築条件付売買予定地：3区画」で農地法第5条転用許可を受けていましたが、その後、隣接する農地を取得できたため、経営方針を変え、令和6年1月18日に共同住宅・駐車場で事業計画変更（1回目）が承認されてきました。

その後、共同住宅・駐車場の事業実施をしようとしたのですが、事業完了後に売却予定の個人が、社会的理由により売却困難になり、当初の計画であった特定建築条件付売買予定地（5区画）への事業計画変更（2回目）となります。

現況は、令和7年7月に造成済（5区画整備済）であり、始末書が添付されています。

補足になりますが、当初の計画が、956.43㎡でしたが、その後、農地部分と農地以外の一体利用地を合筆しているため、事業面積が1,614.91㎡と増加している理由となります。

また、登記地目も農地から宅地へ変更登記済であるため、今回、農地以外の地目での申請となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第345号2番及び議案第346号7番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 　　6番、小城が、関連があります議案第345号2番及び議案第346号7番を報告します。

去る、1月13日、上小川推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図1ページ、調査表1ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、当初、特定建築条件付売買予定地（3区画）で許可されていました。

その後、隣接地する農地が取得できたため、共同住宅・駐車場への事業計画変更が承認されています。

しかし、共同住宅・駐車場を事業実施しようとしたのですが、事業完了後に売却予定であった個人が、社会的理由により、売却が困難になり、当初の計画であった特定建築条件付売買予定地（5区画）へ事業計画変更をするものです。

現況は、造成され整備されており、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認できるものと判断しました。

また、農地法第4条申請も農地法関係法令には抵触せず許可相

8番は、貸駐車場での申請です。

転用実行者が経営する会社へ駐車場を整備し、貸付する計画です。

また、私有地を通ることから、通行承諾書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第346号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　9番の下茂が6番を報告いたします。

去る1月13日、田中委員と事務局 松下・中城職員と現地調査を行いましたので報告いたします。

位置図2ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作はされておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小城委員 　　6番、小城が8番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図3ページ、調査表3ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。

貸駐車場の目的での申請です。

また、私有地を通る必要があることから、通行承諾書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第346号受理番号7番を除く受理番号6番と8番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第346号受理番号7番を除く受理番号6番と8番については、承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第347号「農地法第5条許可指令書の取消し願いの承認について」と議案第351号受理番号71と関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第347号1番及び議案351号71番を説明いたします。

資料は、議案第347号1番は、11ページ、議案第351号71番は、18ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

議案第347号1番の指令書の取消し願いと及び議案第351号71番と同時申請です。

内容といたしましては、父から申請地を借り受けて、令和7年5月20日付指令農振第1005-47号で、「店舗・駐車場」で許可されていました。

しかし、店舗でサロン事業の計画（3人でサロン経営）をしようとしたが、2人からの協力がえることができなくなったことにより、当該計画を中止するため、指令書の取消し願いを申請されたものです。

指令書の取消し後は、転用実行者の両親が高齢になり、面倒を見る機会が多くなってきたことから、実家の隣接にある申請地に一般住宅を建築するため、申請されたものです。

また、私有地に排水管を整備する必要があり、排水承諾書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第347号1番及び議案第351号71番に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第351号受理番号71番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第348号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長

議案第348号を説明いたします。

資料は、12ページから14をご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号61番から66番の6件で、登記地目田7筆 1, 407.75㎡、畑4筆 925㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。

61番は、事務所・駐車場での申請です。

62番から65番は、一般住宅での申請です。

62番は、一般住宅の許可基準である500㎡未満を超過しておりますが、道路の幅員が2mしかなく、建築基準法で定められた道路幅を確保する必要があることから、転用面積から中心後退部分：96.95㎡を差し引き、宅地として有効利用できる面積は、487.05㎡です。

63番は、仮換地実測面積：65.40㎡です。

また、保留地 仮換地実測面積：252.48㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、317.88㎡です。

64番は、仮換地実測面積：310.75㎡です。

65番は、仮換地実測面積：270.12㎡です。

66番は、児童クラブ施設での申請です。

施設1棟・駐車場8台を整備する計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第348号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員

6番、小城が61番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

事務所・駐車場の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

下茂委員

9 番、下茂が 6 2 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 5 ページ、調査表 5 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作はされておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

小城委員

6 番、小城が 6 3 番～6 6 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

6 3 番は、位置図 6 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

一般住宅の目的での申請です。

6 4 番は、位置図 7 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

一般住宅の目的での申請です。

6 5 番は、位置図 8 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

一般住宅の目的での申請です。

6 6 番は、位置図 9 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

児童クラブ施設の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議 長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

梶原委員 　　はい。

議 長 　　どうぞ。

梶原委員 　　18番 梶原です。66番についてです。
中郷の育英小学校の周辺の児童クラブだと思いましたが、ここは先月か先々月にも確かあったと思います。もう2件か3件かあると思いますが、何か所かつくらないといけないくらい児童数が多いのか、児童クラブの収容人数が少ないのか分かりませんが、そこら辺が分かるようでしたらお願いします。

長沼G長 　　梶原委員が言われました通り、先月も申請がありまして、じつは、育英小学校PTAから学童保育が少ないと要請がきているような状況です。

　　今、この申請地も含めて三個所目の児童クラブ施設の建設予定となっているところです。

　　子育て支援課にも確認をとったのですが、やはり収容人数も限られておりまして、あと保育士さん等、そういった人たちも確保する必要があることから、どうしても三個所目も児童クラブ施設も、建築しないと、要は学童保育で預けられる子供たちがちょっと余って、どこも預けられなくなってしまうということでの今回の申請です。

　　また、三個所目なのですが、実際まだ、学童保育で入れない子供たちもいるものですから、また今後については、市や県とも協議しながら、子育て支援課、本課のほうにまた申請の方をかけてくる予定となっております。

梶原委員 　　はい、ありがとうございます。

議 長 　　ほかに何かございませんか。

木場委員 　　7番 木場です。
すみません。63番について教えていただきたいです。
一筆の土地に二つの町名が入っていますが、平佐町と天辰町。それと、渡し人が市の持ち物ですよ。市長名です。その内

になっています。

中島委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第348号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第348号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次に、議案第349号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」について審議いたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 議案第349号を説明いたします。
資料は、15ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号67番の1件で、登記地目 田2筆 446㎡の申請がありました。
内容を説明します。
駐車場での申請です。
譲渡人は、生前に死因贈与契約を締結しております。
死因贈与契約とは、「自分が死亡したら財産を贈与する」という契約で、譲渡人と譲受人：双方の合意で成立し、譲渡人の死亡時に効力が発生するものです。譲渡人は、令和4年12月14日に死亡しております。
申請地は、天辰地区の区画整理事業内であり、仮換地実測面積は、257.06㎡です。
また、令和4年5月に駐車場を整備しており、始末書が添付されています。
以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

本市の公共工事に伴う、現場事務所であり、事業期間は、令和7年12月から令和8年4月までの一時転用となります。

事業終了後は、原状回復するため、農地復元誓約書が添付されています。

申請地には、基盤強化促進法による使用貸借権の設定がされており、令和13年7月末での期間であるため、耕作者より、農地転用同意書が添付されています。

現況は、既に現場事務所が整備されているため、始末書が添付されています。

今回の申請地は、農振農用地及び地域計画内の農地のため、2月定例常設審議委員会の審議案件となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第350号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　9番の下茂が68番を報告いたします。
調査日・調査員は報告のとおりです。
位置図につきましては11ページ、調査表も11ページを御覧ください。

申請地の現況は畑ですが、報告がありましたとおり施行済みの為、始末書添付ということになっております。

申請書の被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は報告書に記載してあるとおりであります。

以上のようなことから、68番の申請は妥当性があり、現地調査の内容は報告書に記載している通りで問題はないと考えます。
以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 賛成全員であります。

議案第350号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第351号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」について受理番号71番を除く受理番号69番と70番を審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 議案第351号を説明いたします。

資料は、17ページから18ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号69番から71番の3件で、登記地目 田1筆 259㎡、畑2筆 436㎡の申請がありました。内容を説明します。

69番は、二世帯住宅での申請です。

母より申請地を借り受けて、二世帯住宅を建築するものです。

一体利用地 709番1 雑種地 312㎡のうち234㎡と一体利用で総面積493㎡です。

70番は、一般住宅での申請です。

父より申請地を借り受けて、一般住宅を建築するものです。

一体利用地 3156番5 宅地 388.10㎡と一体利用で総面積495.10㎡です。

現況は、既に一般住宅を建築済みであり、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第351号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番、小城が69番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図12ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

二世帯住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、

現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

木下委員 10番、木下が70番を報告します。

1月13日、中川推進委員と事務局、福永・小川職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、住宅建築済のため農地ではありませんでした。転用目的は、一般住宅での申請で、施工済のため始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令に抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第351号受理番号71番を除く受理番号69番と70番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。

議案第351号受理番号71番を除く受理番号69番と70番は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第352号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第352号をご説明いたします。資料は19ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号52番から55番の4件で、登記地目田1筆 912㎡ 畑5筆 2, 204㎡、合計6筆3, 116㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。

52番は、令和3年に相続してから耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

53番は平成15年頃から、耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

54番は平成20年に相続してから耕作しておらず、すべて原野化して現在に至っております。

55番は平成5年頃から耕作しておらず、山林化して現在に至っております。

以上で、議案第352号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番、木下が52番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
52番について位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、令和3年に相続してから耕作しておらず原野の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

下茂委員 9番、下茂が53番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
申請地の現況は、原野で本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

梶原委員 18番、梶原が54番及び55番を報告します。
1月9日、高木推進委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、54番について、位置図17・18ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成20年に相続されてから耕作しておらず、原野の状態でした。

次に、55番について、位置図19ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成5年頃から耕作しておらず、山林の状態でした。

いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なし)

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第352号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第352号については、原案どおり承認いたします。

次は、議案第353号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号101番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 　　議案第353号を説明いたします。資料は20ページから21ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号101番から109番の9件で、田7筆 4, 846㎡、畑3筆 1, 060㎡、合計10筆 5, 906㎡の申請がありました。

議事参与案件を除く、受理番号102番から109番について

説明します。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第353号受理番号102番から109番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 　　10番、木下が102番から107番までを報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、102番について位置図21ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、2筆とも畑で耕作はしておらず、保全管理はされておりました。

権利取得後は、甘藷及び野菜を栽培予定です。

次に103番について、位置図22ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に104番について、位置図23ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に105番について、位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に106番について、位置図25ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、107番について、位置図26ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

木場委員 7番 木場が、108番について、報告します。

1月9日、馬渡進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図27ページ、調査表26ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

西委員 15番、西が109番を報告します。

1月9日、谷山委員と事務局、福永・松下職員と現地調査を実施しましたので報告します。

109番について位置図28ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で管理されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議事参与案件を除く、受理番号102番から109番について

は、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議事参与案件を除く、受理番号102番から109番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第353号受理番号101番に係る議事参与案件について審議に入ります。

小城委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いいたします。

小城委員

(退 席 ・ 退 室)

議 長

議案第353号受理番号101番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第353号受理番号101番に係る利用権設定の受人が、当農業委員会の小城委員本人ですので、内容説明いたします。資料は20ページをご覧ください。

受理番号101番の申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第353号受理番号101番に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員

9番 下茂が、101番を報告いたします。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第354号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　9番 下茂が、110番を報告いたします。

調査日・調査員は報告のとおりです。

位置図29ページ、調査表28ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、現在も耕作されています。

権利取得後は、規模拡大のための権利取得で野菜を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

梶原委員 　　18番 梶原です。

先ほども出てきましたけどこの死因贈与契約というのをもうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

長沼G長 　　通常相続には法定相続であったり、遺産分割協議等あったりするのですが、今回のケースにつきましては、この渡人と受人は御夫婦ですが、実は子供さんの所在が分からない状況になっているところ

です。
通常法定相続になれば、息子さんが行方不明になっているような状況になるものですから、この後お亡くなりになった方の御兄弟のほうに相続権のほうに移ってしまう形になります。

亡くなられる前に、渡し人の方がやはり奥さんの方に、財産を残したいという意味で、生前に奥さんの方に全部移すということで、死因贈与契約を締結しているところでもあります。

梶原主幹 補足で説明します。

いわゆる遺言書というものは、亡くなる方、意思を示される方が一方的に、誰々に渡したいということで書くのが遺言書になるのですが、この死因贈与契約書は、双方合意をした上で、生前に契約を結ぶことになっております。

なので、口頭でもいいのですが、もめることになるので大体書面で残して、どういうものを私たちは受け取るよということで契約をつくるのが一つと、言わば内縁の妻とかそういう人は、面倒を見ますよという条件もつけられるようになっていきます。

それで、確実に相続したいものを指定もできまして、それが法的に認められて、その人に権利が移動するというので、死因贈与契約というのがあるようです。

遺言書も、いわゆる公正役場に届ける公正証書というものじゃなくて、自分で紙に書いて、たんす等にしまっているというものも遺言書になるのですが、その違いというのは、公正証書は公正役場が認めて、遺言として、保管していますが、直筆で書いてたんすに入っているような遺言書というのは、まず家庭裁判所に出して家庭裁判所の検認を受けないと、遺言書の効力は発生しません。

遺言書を家に置いてある人は、まず封筒を開ける前に家庭裁判所に持って行ってそれが間違いなく本人の意思が示した遺言書です。よってという検認をもらってから開けるのをお勧めします。

開けてしまうと、書き直したのではないかと言われることもあり、トラブルのもとになることもありますので、まず家庭裁判所に検認を受けてから遺言書の中身を見るところというのが通例のようですので、補足ですけれども説明をさせていただきます。

議 長 よろしいですか。

梶原委員 遺言書と死因贈与契約は、重みはどちらが重いとか何とかいろいろあるのでしょうか。

梶原主幹 契約に基づくので、今回は亡くなった段階でその人に移すということなので、法定相続分は残るのは残るのですが、確実にその分は奥さんやりたいというお互い契約しているのでその分が動く。

何も残していないと、法定相続の分になるので権利者が複数出てくるのです。これを契約してなかったら。

その人の財産というのは法定相続分で分かれるので、今言ったと

おり、子供さんがいるのだけど子供さんが行方不明で分けようとする
と、兄弟のほうに行く可能性もあるのでそれを避けたいというの
もあって、確実に奥さんのほうに、土地が行くように死因贈与契約
書を結んでいたということみたいです。今回のケースは。

梶原委員 ありがとうございます。

有馬委員 はい。ちょっといいですか。

議 長 どうぞ、有馬委員。

有馬委員 お伺いしますが、旦那さんが亡くなった場合はほとんど小原の
り子さんに行くのではないですか？
3分の1かな、半分かな。

梶原主幹 先ほど言ったように法定相続分は行くのですけれども、これはあく
まで話し合いをして決めないといけないので、話し合う子供さんが
いらっしゃらないということで、宙ぶらりんになっちゃって名義変
更ができないって話ですね。
協議する相手がないので、相続したくても相続できる人を探さ
ないといけないのでそれを避けるために、先に契約を結んで奥さん
の方に名義を移すっていうのを踏んだことになります。

有馬委員 この場合、子供さんが行方不明ということだったのですが、こ
れある日突然帰ってこられるということも想定して、されるのです
よね。確か。

梶原主幹 行方不明者の場合はですね不在者財産管理人というのをたてれ
ば、そこの分を家庭裁判所に出して、遺産分割できるのですが、
いうように費用がかかります。
そこまでしてやるのか、今のようなとり方をやるのか。
法的な手段としてあるのですが、そうやって費用がかかるので、
もうそういうのよりも、この契約書のほうで結んでいたほうがいい
のではないのかなっていうことは、多分相談をしたところの司法書
士なり弁護士さんが助言をして、このようになったのだらうと思
います。

有馬委員 ありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案354号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案354号につきまして、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第355号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号740番、746番、748番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第355号を説明いたします。資料は23ページから30ページをご覧ください。

今月の申請は、田：43, 857㎡、畑21, 817㎡、合計65, 674㎡の申請がありました。

中間管理権設定39件中、認定農業者等に係る分は23件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号736番から739番、741番から745番、747番、749番から774番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。

以上で、説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
受理番号740番、746番、748番を除く、受理番号736番から739番、741番から745番、747番、749番から774番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。受理番号740番、746番、748番を除く、受理番号736番から739番、741番から745番、747番、749番から774番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、受理番号740番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 受理番号740番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受け、議案第355号受理番号740番に係る利用権を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員ご本人ですので、内容説明いたします。

資料は、26ページの上段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
受理番号740番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。受理番号740番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議 長 次に、受理番号746番に係る議事参与案件について審議に入ります。
永留委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

永留委員 (退席・退室)

議 長 受理番号746番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受け
る議案第355号受理番号746番に係る利用権を受け者が、
当委員会農業委員の永留委員ご本人ですので、内容説明いたしま
す。

資料は、26ページの下段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5
項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました
結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたし
ました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
受理番号746番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。受理番号746番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
永留委員の入室をお願いします。

永留委員 (入室・着席)

議 長 次に、受理番号748番に係る議事参与案件について審議に入ります。
下茂委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

下茂委員 (退席・退室)

議 長 受理番号748番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受け
る議案第355号受理番号748番に係る利用権を受ける者が、
当委員会農業委員の下茂委員ご本人ですので、内容説明いたしま
す。

資料は、27ページの上段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5
項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました
結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたし
ました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
受理番号748番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。受理番号748番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
下茂委員の入室をお願いします。

下茂委員 (入室・着席)

議 長 議案第355号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 12月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 2月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

9日（月）が支所地域の現地調査、10（火）が本土4支所地域の現地調査、調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班集体で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の2月総会は2月25日（水）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は2月から4月の行事予定を記載してあります。

次に、主な行事について、説明いたします。

使っていただきたいなというのもありましてホームページにアップしました。

そして、解除条件付というのは何かといいますと、一般のいろんな複合企業さんがいらっしゃる中で農業をするために、農地の貸し借りはできます。一般の法人も。

例えば、建設業の人でも農地を借りて農業するという事はオツケーなのですが、解除条件付なので、ちゃんと農業しないと農地を返してくださいねっていうことで解除条件付というのを付して農地を貸して使っていただくということで、その方もどういうふうに農地を使っているかということが報告義務で挙げるようになっていきます。

年に1回、そういう人たちはピックアップしてありますので、今回、求めています。

ホームページを先にアップしたのは、企業さんのほうにダウンロードして、様式を使っていたきたいというのもありまして今回初めてアップさせていただいたという経緯でございます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

廣庭委員 ありがとうございます。
報告がないということではないわけですよ。

梶原主幹 報告がない法人もいらっしゃいまして、そのところは、ずっと悪意的に報告しないと過料が科せられるようになっていきます。

幾つか幽霊の法人があつたりしますので、そこら辺のところには家庭裁判所に申立てをして過料を科せるか。

してくださいという申立てをしないといけない準備をしている法人も幾らかありますけれども、遅れながらも報告いただいたりしておりますので、どうしてももう3年ぐらい報告いただけない法人がそういう過料を科せられるようになっておりますので、そういうことで遅れても出していただくように逐次催促して、報告の提出を求めている状況ではございます。

以上です。

廣庭委員 ありがとうございます。

徳永推進委員 34番徳永です。

先ほどの総会で色々な議事の中で天辰の区画整理についてちょっとお尋ねしたいのですが、もう10年以上前から天辰の区画整備事業が進んでいまして、もういまだにやっている状況なのですが、三堂、坊ノ下、皿山ぐらまでいくと思うのですが、現在その田んぼ、畑、宅地等について、以前の住所をそのまま持っていく、今現在もその住所を使ってらっしゃったりとか、今区画の中に2筆、さっき天辰町の地内にあるのに、三本松っていうのは碓山なのですがそういったところを持って行って残地があったりとかする中で、同じ地質同じ場所に二つの地番があると。これはまだ今各事業の中のまだ途中だと思うのですが、今後どうなるのかっていうのがいつぐらいにこれが決定して、今、住所なんかも仮住所だと思うのですが、それはいつぐらいに決定されるのかというのが一つ。

それと、今、先ほど質問があった大原さんの件でも、実際は、1,000平米なのに仮換地で604平米が当たり前だよと。実際その固定資産税はどっちのほうに課税されていくのかっていうのがちょっと分からなかったものですから今後の自分のいろんな参考意見として、教えていただければ。

分かった段階でいいですので、よろしくお願いします。

長沼G長

私の方から回答させていただきます。

まず天辰地区の区画整理事業、今、第一地区と第二地区の工事をしております。

一応都市整備課というところが担当課でありまして、今後事業が終わらないと、所有権移転はできるのですが、事業が全部終わらないと地目変更までは至らない状況です。

あと、お話を聞いたときに、まだ10年以上は掛かるということで聞いているので、当分の間は転用等こういったパターンが続くと思われま。

続いて2点目、収容面積、仮換地面積なのですがけれども、こちら固定資産税につきましては、通常の登記簿の面積じゃなくて、収容面積のほうで課税の方をされております。

以上です。

徳永推進委員 ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。

議 長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議 長 これをもちまして第34回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」